

授業時数

通級による指導に係わる授業時数は、年間35単位時間～280単位時間(週当たり1～8単位時間相当)までを標準としている他、学習障害及び注意欠陥多動性障害のある児童生徒については年間10単位時間(月当たり1単位時間程度)～280単位時間までを標準としています。

コラム④ 《教育課程を編成するとき》

- 1) **自校通級の場合**…毎週、同じ時間に指導を受けることで、その時間に行っている通常の学級の学習が困難になり、特定の教科に遅れが生じる場合があります。そこで、その部分の学習は通常の学級担任が宿題や課題を出したり、補充的な指導を行ったりすることが考えられます。
- 2) **他校通級の場合**…他校通級は往復の移動にも時間を要します。子どもの負担にならないように配慮するために、朝の時間帯や1時限目に指導時間を設定したり、5、6時間目や放課後に指導を行ったりする方法があります。



指導内容

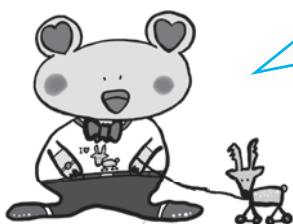
通級による指導は特別支援学校学習指導要領に示される自立活動の内容を参考にして行います。そのため、通常の学級の授業の遅れを取り戻したり、予習・復習の目的で各教科の学習を取り扱ったりすることは本来の目的ではありません。

『自立活動』

自立活動の指導とは、子どもたちの自立や社会参加を目指し、特別支援学校に特別に設けられた領域です。「個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う」ことを目指します。

6区分27項目

区分	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
項目	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事	(1) 情緒の安定に関する事	(1) 他者とのかかわりの基礎に関する事	(1) 保有する感覚の活用に関する事	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事
	(2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事	(2) 状況の理解と変化への対応に関する事	(2) 他者の意図や感情の理解に関する事	(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事	(2) 姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用に関する事	(2) 言語の受容と表出に関する事
	(3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事	(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事	(3) 自己の理解と行動の調整に関する事	(3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事	(3) 日常生活に必要な基本動作に関する事	(3) 言語の形成と活用に関する事
	(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事		(4) 集団への参加の基礎に関する事	(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事	(4) 身体の移動能力に関する事	(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事
	(5) 健康状態の維持・改善に関する事			(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事	(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事	(5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事



コラム⑤ 《自立活動とは》

通級による指導では、自分の特性を知り、その特性とうまく付き合っていくための学習をしています。個々の特性に合わせて、自立活動6区分27項目の中から指導内容を選んでいきます。読み書きなどの指導もそうですが、自分の体をイメージしたり器用に動かしたりする力、見る力や聞く力、コミュニケーション力など、学習の基盤となる力を培うことで、学習に向かう意欲の高まりが見られるようになります。

指導に当たって

指導の際には、個別の教育支援計画、個別の指導計画を活用します。

各教科の目標や内容は、学習指導要領に系統的に示され、指導の根拠が明確です。しかし、自立活動の指導は、それぞれの実態に応じて指導目標や内容が設定されます。そのため、なぜそのような指導が必要か、どのような計画で行うかなどを個別の指導計画の中で明確に示す必要があります。さらに、通級による指導を受ける本人や保護者に対して、面談のときには、個別の指導計画を提示しながら、指導目標や指導内容について説明することも大切になります。

個別の教育支援計画・個別の指導計画

個別の教育支援計画とは、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障害のある児童生徒の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における児童生徒の望ましい成長を促すため、教育機関が中心となって作成するものです。

個別の指導計画とは、個々の児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものです。個別の指導計画は教育課程を具体化し、障害のある児童生徒に一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものです。

コラム⑥ 《個別の教育支援計画等の作成と活用》

個別の教育支援計画を保護者と共に作成する際には、本人や保護者の願いを理解することが大切です。“order”でなく“needs”を引き出すために、その子の発達過程の見通しを伝えることが必要だと考えます。今できることをそれぞれの立場で考え、その願いを実現できるようにスモールステップでの取組を心がけていきましょう。また、個別の指導計画には本人や保護者だけでなく通常の学級担任の願いも反映させて、通常の学級での適応力を向上させていきたいものです。



ほとんどの時間を通常の学級で過ごしていることから、実態把握に当たっては通常の学級担任との連携が不可欠です。普段からの情報交換・共有が通級でのよりよい指導につながり、通常の学級での子どもの活動に活かされていきます。さらに、節目ごとのミーティングを各校の年間計画に加えることで、指導目標や指導内容等がよりよいものになり、共通理解も深まります。

通級による指導の時間は、実態に合わせた個別の指導を受けることができる貴重な時間です。アセスメントに基づいた学習計画表を作り、指導の記録を残しておくことがよりよい個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成につながります。



指導要録への記入について

通級による指導を受けている児童生徒については、成長の状況を総合的に捉えるため、指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、「通級による指導」を受ける学校名、「通級による指導」の授業時数、指導期間、必要に応じて指導内容や指導の成果等を記入します。なお、指導要録の記入については、在籍している通常の学級担任が通級担当教員が作成する指導の記録に基づいて行い、他の学校において「通級による指導」を受けている場合には、当該学校から通知された指導の記録に基づき記入します。

奈良県立教育研究所 発行
『特別支援学級及び通級指導教室教育課程ハンドブック』より抜粋

1-2 通級担当教員の役割

通級担当教員は、通級が設置された学校の教職員が担当し、校長のリーダーシップの下、校内の教育支援体制の整備に当たって、専門的な見地から助言を行います。

通級による指導を受けている児童生徒に対する指導の実施のほか、校内委員会に参加したり、通常の学級を巡回したりして、通級による指導を受ける必要のある児童生徒に対して、早期からの支援につなげる役割があります。また、指導に当たっては、児童生徒が在籍する通常の学級担任と随時、学習の進捗状況等について情報交換を行うとともに、児童生徒に対して作成される個別の指導計画に通級による指導における指導内容等も記載して、ひいては通級による指導における効果が通常の学級においても波及することを目指します。

そのため、通級担当教員は、通常の学級担任に対して特別支援教育に関する助言を行うとともに、通常の学級の集団指導の場面において、直接、児童生徒を支援する場合があります。

また、通常の学級担任や保護者から相談されたときは、分かりやすく説明していくことが望まれ、特別支援教育コーディネーターと連携して専門機関の情報を提供することも考えられます。自校通級、他校通級、巡回指導と通級による指導には様々な形態がありますが、いずれの場合においても通級はセンター的機能を発揮して通常の学級の支援を担う重要な役割があります。

コラム⑦ 《大切な役割》

子どもにとって“困っていることを相談できて、自分に合った方法を一緒に考えてくれる。そして、それを学級でできるように応援してくれる”存在でありたいと思い、日々よりよい指導・支援を目指して奮闘しています。「通級の先生」は、うまくいかないことがあって困っている子どもたちや保護者にとって、無くてはならない存在です。また、通常の学級担任や特別支援教育コーディネーターの先生方にとっては、気になる子どもについて気軽に相談できる存在でなければなりません。通級を必要とする子どもだけでなく、特別な支援を必要とする子どもも見逃さず、適切な支援につなげていくことも通級担当教員の大切な役割です。

コラム⑧ 《通級担当教員になるには》

通級担当教員ってどんな教員なのでしょう。何か特別な資格を持っているのでしょうか。実は、特に必要な資格はありません。やりがいのある通級による指導を担当したいと考えているのなら、教育研究所をはじめいろいろなところで開催されている研修会に参加することをお勧めします。そして、勤務している学校に通級指導教室が設置された場合や通級指導教室がある学校に転勤したときに、担当を希望してみてください。

